

(様式第4号別紙) 定款変更内容と変更理由

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、高齢者・<u>障害者</u>の自立またはその介助を支援するための<u>住環境整備</u>に関わる直接的・間接的<u>事業の遂行</u>を通じて、市民による自発的な社会参加と心身のバリアフリーを実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、高齢者・<u>障がい者等</u>、支援を必要とするあらゆる市民の自立又はその介助を支援するため、<u>福祉・医療サービス及び住環境整備</u>に関わる直接的・間接的<u>事業の遂行</u>を通じて、<u>専門職を含む</u>市民による自発的な社会参加を促進し、心身のバリアフリーを実現して、<u>社会</u>の利益の増進に寄与する事を目的とする。</p>
変更の理由	支援の対象を高齢者・障がい者に限定しない。またテーマも住環境に限らず福祉・医療サービスに拡大した。「障害者」は「障がい者」とし、その他文章の言い回しを多少変更している。「又は」と漢字表示する。	

定款の変更内容	<p>(活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号保健、医療又は福祉の増進を図る活動第3号まちづくりの推進を図る活動を行う。</p>	<p>(活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の内、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(3) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(4) 消費者の保護を図る活動</p>
変更の理由	「子どもの健全育成を図る活動」「消費者の保護を図る活動」を加えるとともに、表現方法を改めた。	

定款の変更内容	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係わる次の事業を行う。</p> <p>①高齢者や障害者のための住環境の整備事業。</p> <p>②福祉住環境コーディネーター養成事業。</p> <p>③ハウスメンテナンス講座事業。</p> <p>④木工教室事業。</p> <p>⑤その他、目的を達成するために必要な事業。</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係わる下記の事業を行う。</p> <p>①高齢者や障がい者のための住環境の整備促進事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築職・福祉職を含む市民を対象とした住環境整備に関する相談事業 ・住宅改修の診断、設計、施工 ・介護保険給付その他の公的助成制度を利用する住宅改修の適正検査と適正誘導 ・既存建物の新たな福祉的機能(グループホームや就労支援作業所、地域市民の寄り合い場所など)への再生支援事業を行う。 <p>②福祉住環境関連研修事業の実施、並びに同目的研修への講師派遣</p> <p>③市民講座事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とする木工教室による“ものづくり”技術と習慣の普及 ・子どもを対象とする木工その他教室による体験と情操学習 ・高齢者及び障がい者を対象とする、心身の自立を図る研修事業 <p>④福祉サービス第三者評価事業</p> <p>⑤医療・福祉サービス施設の維持管理状況の検査並びに施設環境整備に係るコンサルタントを通じて良質な医療・福祉サービスを支援する事業</p> <p>⑥福祉用具関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具に関する評価及び開発研究、並びに企業・学術との協働開発 <p>⑦その他、目的を達成するために必要な事業</p>
変更の理由	①は標題の表現を改めると共に、具体的な内容を列記。②は福祉住環境コーディネーター養成に限定しない研修事業に拡大。旧③と④は統合して新③とし、内容を列記。新⑤、⑥を追加し、旧⑤は新⑦に移動。「並びに」「及び」と漢字表示する。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の<u>3種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。</p> <p>① 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人または<u>団体</u>。</p> <p>② 通信会員 この法人の趣旨に賛同する個人または団体であって、法人の活動に関する情報提供を求める<u>もの</u>。</p> <p>③ 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人または団体であって、法人の活動を支援する<u>もの</u>。</p>	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の<u>4種</u>とし、正会員及び<u>学生会員</u>をもって特定非営利活動促進法における社員とする。</p> <p>① 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会する個人。</p> <p>② <u>学生会員</u> 高等学校、大学、大学院、その他専門学校等に在学する個人であって、この法人の趣旨に賛同して入会する者。</p> <p>③ 通信会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体であって、法人の活動に関する情報提供を求める者。</p> <p>④ 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体であって、法人の活動を支援する者。</p>
変更の理由	正会員は個人に限定。学生会員を追加して「3種」は「4種」に。「又は」「者」を漢字表示とする。	

定款の変更内容	<p>(入会)</p> <p>第7条 正会員、通信会員および賛助会員として入会しようとする者は、所定の書式によって理事長に入会の承認を得なければならない。理事長は<u>正会員の</u>申し込みについては正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第7条 正会員・<u>学生会員</u>・通信会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の書式によって理事長に入会の承認を得なければならない。理事長は<u>上記正会員等の</u>申し込みについては正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>
変更の理由	学生会員を追加。	

定款の変更内容	<p>(入会金および会費)</p> <p>第8条 正会員・通信会員及び賛助会員は入会金及び会費を納入しなければならない。<u>入会金及び会費</u>は、総会の議決を経て決定する。</p>	<p>(会費)</p> <p>第8条 正会員・<u>学生会員</u>・通信会員及び賛助会員は会費を納入しなければならない。会費の額は、総会の議決を経て決定する。</p>
変更の理由	学生会員を追加。入会金を末梢。	

定款の変更内容	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 会員は、所定の書式を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。</p> <p>2. 会員は次の事由により資格を喪失する。</p> <p>① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した場合。</p> <p>② 正当な理由なく会費を<u>1年以上滞納</u>し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い<u>意志</u>がないと認定した者。</p> <p>③ 除名されたとき。</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 会員は、所定の書式を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。</p> <p>2. 会員は次の事由により資格を喪失する。</p> <p>① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した場合。</p> <p>② 正当な理由なく会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い<u>意思</u>がないと認定した者。</p> <p>③ <u>第10条の規定に該当して</u>除名されたとき。</p>
変更の理由	会員資格喪失要件の会費滞納期間の規定を末梢。「意志」は「意思」に改める。	

定款の変更内容	<p>(除名)</p> <p>第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、<u>総会</u>の議決に基づき除名する事ができる。</p> <p>① この定款または規則に違反したとき。</p> <p>② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。</p> <p>③ この法人の目的に反する行為をしたとき。</p>	<p>(除名)</p> <p>第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、<u>理事会</u>の議決に基づき除名する事ができる。</p> <p>① この定款<u>又は</u>規則に違反したとき。</p> <p>② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。</p> <p>③ この法人の目的に反する行為をしたとき。</p>
変更の理由	会員の除名処分の議決権を、総会から理事会に移す。「又は」と漢字表示する。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(役員を選任)</p> <p>第12条 役員は、総会において正会員 <u>(団体にあつてはその代表者)</u>の中から選任する。</p> <p>2. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任する事 できない。</p> <p>3. 理事の中からその互選によって、次の役員を 選任する。</p> <p>① 理事長 1名 ② 副理事長 1名以上2名以内</p> <p>4. 役員のうちには、それぞれの役員について、 その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員 総数の3分の1を超えて含まれる事になってはなら ない。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第12条 役員は、総会において正会員の中から選任 する。</p> <p>2. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任する事 できない。</p> <p>3. 理事の中からその互選によって、次の役員を 選任する。</p> <p>① 理事長 1名 ② 副理事長 1名以上2名以内</p> <p>4. 役員のうちには、それぞれの役員について、 その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員 総数の3分の1を超えて含まれる事になってはなら ない。</p>
変更の理由	()を削除。	

定款の変更内容	<p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を 統括する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある とき、又は理事長が欠けた時は、理事長が予め指名し た順序により、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び総 会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。</p>	<p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を 統括する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある 時、又は理事長が欠けたる時は、理事長が予め指名し た順序により、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び総 会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定す る。</p>
変更の理由	「欠けた時」を「欠けたる時」に改める。	

定款の変更内容	<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は次の職務を行うものとし、その執行 にあたって必要なときは、いつでも理事会に対して報 告を求め、調査する事ができる。</p> <p>① 理事の業務執行の状況を監査すること。 ② この法人の財産の状況を監査すること。 ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又 は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実があることを発見した時は、これを 総会又は所轄庁に報告すること。 ④ 前号の報告をするために必要あるときは、<u>総会を 招集すること。</u> ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述 べ、必要により理事会の招集を求めること。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は次の職務を行うものとし、その執行 にあたって必要なときは、いつでも理事会に対して報 告を求め、調査する事ができる。</p> <p>① 理事の業務執行の状況を監査すること。 ② この法人の財産の状況を監査すること。 ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又 は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違 反する重大な事実があることを発見した時は、これを 総会又は所轄庁に報告すること。 ④ 前号の報告をするために必要あるときは、<u>理事長 に対して総会の招集を請求すること。その請求後2週 間以内に招集手続きがされない時は、自ら招集するこ と。</u> ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述 べ、必要により理事会の招集を求めること。</p>
変更の理由	<p>「もしくは」を「若しくは」に改める。</p> <p>監事は、いきなり総会の招集を招集するのではなく、まずは理事長に総会の招集を請求する。</p>	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(役員任期及び欠員の補充)</p> <p>第15条 役員任期は、2年とする。再任を妨げないが、原則として連続して2期を超えないものとする。</p> <p>2. 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残余期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>4. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p>	<p>(役員任期及び欠員の補充)</p> <p>第15条 役員任期は2年とする。再任を妨げないが、原則として任期終了時に、役員3分の1程度を改選するものとする。</p> <p>2. 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残余期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期の末日において、後任の役員が選出されていない時は、その任期を任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。</p> <p>4. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p>
変更の理由	どの役員も連続して3期目には入らない原則→役員総数の概ね3分の1を改選する、という規定に改める。後任が決まるまでは、役職が解けて責任が継続するのではなく、役職そのものが伸長する。	

定款の変更内容	<p>(総会の構成)</p> <p>第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。</p> <p>2. 正会員以外の他の会員は、総会に出席して意見を述べる<u>ことができる</u>。</p> <p>3. 総会は、定期総会と臨時総会とする。</p>	<p>(総会の構成)</p> <p>第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員及び学生会員をもって構成する。</p> <p>2. 正会員及び学生会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べる<u>事</u>ができる。</p> <p>3. 総会は、定期総会と臨時総会とする。</p>
変更の理由	学生会員の追加。「事」と漢字表示する。	

定款の変更内容	<p>(総会の議長)</p> <p>第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p>	<p>(総会の議長)</p> <p>第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員及び学生会員の中から選出する。</p>
変更の理由	学生会員の追加。	

定款の変更内容	<p>(総会の定足数)</p> <p>第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会する<u>事ができない</u>。</p>	<p>(総会の定足数)</p> <p>第24条 総会は、正会員及び学生会員の過半数の出席がなければ開会する<u>事ができない</u>。</p>
変更の理由	学生会員の追加。	

定款の変更内容	<p>(総会の議決)</p> <p>第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。</p> <p>2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員及び学生会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。</p> <p>2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員及び学生会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
変更の理由	学生会員の追加。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。</p> <p>2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる事ができない。</p>	<p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び学生会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、<u>あるいは他の正会員及び学生会員</u>を代理人として表決を委任する事ができる。</p> <p>2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員<u>及び学生会員</u>は、その議決に加わる事ができない。</p>
変更の理由	学生会員の追加。「又は」を「あるいは」に改める	「又は」と漢字表示する。

定款の変更内容	<p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。議事録に記載する事項は次のとおりとする。</p> <p>① 日時及び場所</p> <p>② 正会員の現在数</p> <p>③ 出席した正会員の数(書面表決及び表決委任者については、その旨を明記すること。)</p> <p>④ 審議事項及び議決事項</p> <p>⑤ 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>⑥ 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人数2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保存する。</p>	<p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。議事録に記載する事項は次のとおりとする。</p> <p>① 日時及び場所</p> <p>② 正会員<u>及び学生会員</u>の現在数</p> <p>③ 出席した正会員<u>及び学生会員</u>の数(書面表決及び表決委任者については、その旨を明記すること。)</p> <p>④ 審議事項及び議決事項</p> <p>⑤ 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>⑥ 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員<u>及び学生会員</u>の中からその会議において選任された議事録署名人数2人以上が<u>記名押印</u>した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保存する。</p>
変更の理由	学生会員の追加。「署名押印」を「記名押印」に改める。	

定款の変更内容	<p>(理事会の開催)</p> <p>第29条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。</p> <p>2. 理事現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3. 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、Eメールをもって、少なくとも開催日の5日前までに、理事及び監事に対して<u>通知</u>しなければならない。但し、緊急を要する場合において、理事全員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催する事ができる。</p> <p>4. 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。</p>	<p>(理事会の開催)</p> <p>第29条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。</p> <p>2. 理事現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3. 理事長が理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を本会ホームページ並びにFAX、Eメールをもって、少なくとも開催日の5日前までに、理事及び監事に対して<u>配布して周知</u>しなければならない。但し、緊急を要する場合において、理事全員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催する事ができる。</p> <p>4. 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。</p>
変更の理由	理事会招集通知の方法にホームページを加える。「通知しなければならない」の表現を「配布して周知しなければならない」に改める。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し理事長に支障がある時は、理事長が予め定めた順序により副理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。</p> <p>2. 理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。</p> <p>3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p>4. 監事は理事会に出席して意見を述べる事ができるものとする。</p> <p>5. 議長は理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し理事長に支障がある時、<u>その他特段の事情がある時は</u>、理事長が予め定めた順序により副理事長又は<u>その</u>指名する理事若しくは<u>事務局長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. 理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。</p> <p>3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p>4. 監事は理事会に出席して意見を述べる事ができるものとする。</p> <p>5. 議長は理事会の議事の経過<u>及び</u>その結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2名<u>の記名押印を得て</u>、これを保存しなければならない。</p>
変更の理由	理事長に支障があるときに限らず、予定議事内容等によってより適任者が想定される場合などを加える。候補に事務局長も加える。「及び」と漢字表示する。	

定款の変更内容	<p>(資産の構成)</p> <p>第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>① 財産目録に記載された財産</p> <p>② <u>入会金及び</u>会費収入</p> <p>③ 事業に伴う収入</p> <p>④ 寄付金および助成金</p> <p>⑤ 資産から生ずる収入</p> <p>⑥ その他の収入</p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>① 財産目録に記載された財産</p> <p>② 会費収入</p> <p>③ 事業に伴う収入</p> <p>④ 寄付金<u>及び</u>助成金</p> <p>⑤ 資産から生ずる収入</p> <p>⑥ その他の収入</p>
変更の理由	入会金を末梢。「及び」と漢字表示する。	

定款の変更内容	<p>(収支予算<u>および</u>決算)</p> <p>第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 やむを得ない理由により、事業年度開始までに、収支予算が決定されない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出を執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>3. 予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設ける事ができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>4. 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。</p> <p>5. 会計の決算上、剰余金が生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。</p>	<p>(収支予算<u>及び</u>決算)</p> <p>第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2. やむを得ない理由により、事業年度開始までに、収支予算が決定されない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出を執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>3. 予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設ける事ができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>4. 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。</p> <p>5. 会計の決算上、剰余金が生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。</p>
変更の理由	「及び」と漢字表示する。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	(定款の変更) 第37条 この定款を変更する時は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。	(定款の変更) 第37条 この定款を変更する時は、総会において正会員及び学生会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。
変更の理由	学生会員の追加。	

定款の変更内容	(解 散) 第38条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。 ①総会の決議。 ②目的とする特定非営利活動に係る事業の不能。 ③正会員の欠亡 ④合併 ⑤破産 ⑥所轄庁による認証の取り消し 2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。	(解 散) 第38条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。 ①総会の決議。 ②目的とする特定非営利活動に係る事業の不能。 ③正会員及び学生会員の欠亡 ④合併 ⑤破産手続開始の決定 ⑥所轄庁による認証の取り消し 2. 総会の決議により解散する場合は、正会員及び学生会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
変更の理由	学生会員の追加。 解散事由の⑤「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。「及び」と漢字表示する。	

定款の変更内容	(残余財産の処分) 第39条 この法人が解散のとき有する残余財産は、解散を決議した社員総会で定める他の特定非営利活動法人もしくは民法34条の規定により設立された法人に帰属する。	(残余財産の処分) 第39条 この法人が解散のとき有する残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。
変更の理由	残余財産の帰属先の規定を法第11条第3項に準拠させる。	

定款の変更内容	第40条 この法人の事務は事務局にて行う。 2. 事務局には事務局長その他の職員を置く。 3. <u>事務局の職員は理事長が任免し、その組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。</u>	(設 置) 第40条 この法人の事務は事務局にて行う。 2. 事務局には事務局長その他の職員を置く。 3. <u>事務局長の任命は理事会議決を経て理事長が行い、事務局の組織及び運営に必要な事項は、事務局長と正会員又は学生会員の内から自発的に参加するメンバーの合議により定める。</u>
変更の理由	事務局長は、理事長が単独で任命するのではなく、理事会決議による。 事務局の組織、運営に関する事項は事務局長と自発的な協力メンバーに委ねる。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	<p>(備付け書類)</p> <p>第41条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。</p> <p>2. 理事会は毎事業年度初めの3か月以内に、その前年度における下記の書類を作成し、これをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。</p> <p>①前年事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支決算書</p> <p>②役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)</p> <p>③前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けた事がある者全員の氏名を記載した書面</p> <p>④前事業年度において、正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所または居所を記載した書面</p>	<p>(備付け書類)</p> <p>第41条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。</p> <p>2. 理事会は毎事業年度初めの3か月以内に、その前年度における下記の書類を作成し、これをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。</p> <p>①前年事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支決算書</p> <p>②役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)</p> <p>③前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けた事がある者全員の氏名を記載した書面</p> <p>④前事業年度において、正会員又は学生会員であった10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面</p>
変更の理由	<p>学生会員の追加。 正会員及び学生会員は個人に限定するので、()の法人の場合の規定を削除。「又は」と漢字表示する。</p>	